

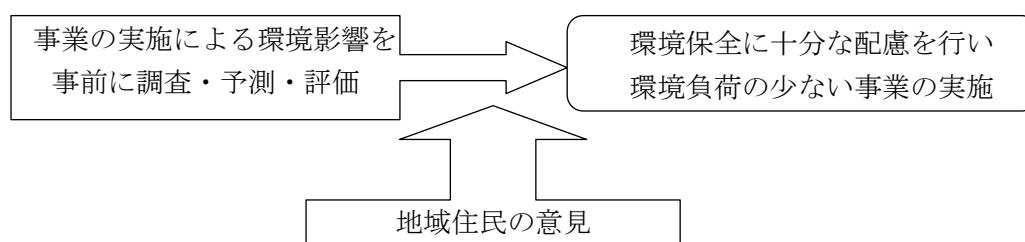
第3章 生活環境影響調査項目の選定

第3章 生活環境影響調査項目の選定

3.1 生活環境影響調査とは

生活環境影響調査とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月、法律第137号）により廃棄物処理施設の設置時の手続として規定されたものである。地方公共団体が一般廃棄物処理施設を整備する際には、当該施設の設置が周辺地域の生活環境へ及ぼす影響について調査を実施し、その調査結果を記載した書類を添えて県知事に届け出ることと定められている。

環境影響評価の目的は、ある事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民などから意見を聴き、環境の保全の観点からより良い事業を行うことである。



なお、環境影響評価（環境アセスメント）は、「環境影響評価法」（平成9年、法律第81号）や、茨城県環境影響評価条例（平成11年3月 茨城県条例第7号）及び同施行規則（平成11年6月 茨城県規則第69号）により、対象事業の種類と規模が規定されているが、本事業は規模が小さいため（対象事業：1日当たりの処理能力が300トン以上であるもの）これら環境影響評価の対象事業には該当しない。

3.2 本調査実施にあたっての基本的な考え方

霞台厚生施設組合では、現処理施設を建設する際（平成2年3月）にも、生活環境影響調査を実施しており、さらに平成14年12月には焼却施設運転時間の変更に係る生活環境影響調査を実施している。

また、今回の広域処理施設整備においては、組合が有する既開発敷地内を基本としており、排出基準等については、法令規制値より、さらに厳しい自主基準値を設定することが見込まれていることから、広域化に伴う影響の評価については、過年度の調査結果や現在までの運転実績等をふまえ、調査内容や調査範囲を重点化したうえで、合理的かつ効果的に実施するものとした。

3.3 生活環境影響調査の進め方

生活環境影響調査の進め方を以下に示す。

① 調査計画書の作成

事業の内容と地域環境の特性を踏まえて、環境影響評価を行う項目を選定し、調査及び予測の手法を決定。

②～③ 調査・予測・評価の実施

調査計画書に従って調査を実施し、調査結果を踏まえて環境影響を予測・評価を行い、必要に応じて環境保全対策の検討。

④ 生活環境影響調査書の作成

生活環境影響調査の結果を記載した図書を作成。

⑤ 生活環境影響調査書の公開と意見の聴取

生活環境影響調査書を公告・縦覧。また、地域住民への説明会を開催して意見を聴取。

⑥ 事業のフォローアップ

生活環境影響調査書に記載した環境への配慮事項を遵守しながら事業を実施。また、環境の変化の有無を監視するためのモニタリング調査を実施。

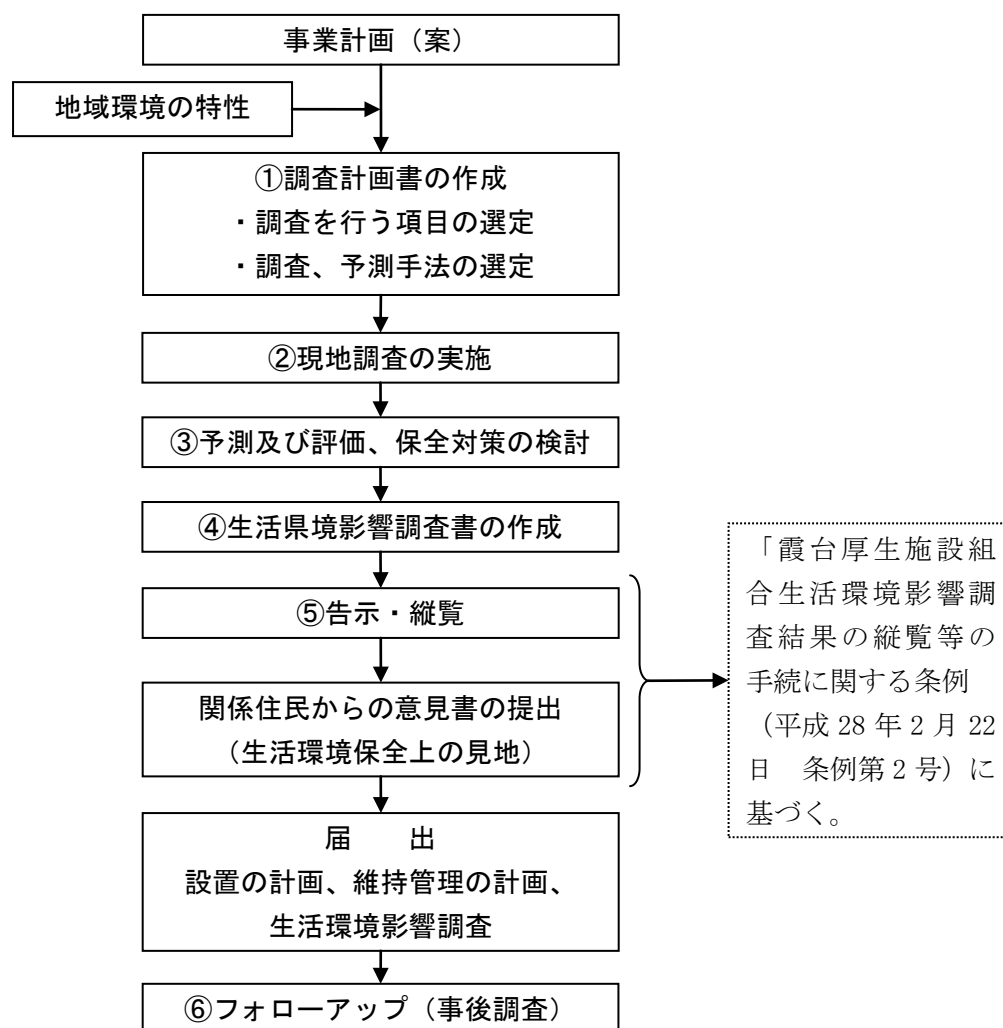


図 3.3.1 生活環境影響評価の進め方

3.4 生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響調査項目の選定にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月改訂、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、本施設の事業特性及び地域特性を踏まえ、大気質、騒音、振動、悪臭、水質の中から、生活環境影響調査の対象とすべき項目を選定した。また、その選定理由及び選定しなかった理由を整理した。

選定結果を表3.4.1に、選定理由及び選定しなかった理由を表3.4.2に整理した。

表3.4.1(1) 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（焼却施設）

調査事項		生活環境影響要因	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目					
大気環境	大気質	二酸化硫黄(SO ₂)	○				
		二酸化窒素(NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質(SPM)	○				○
		塩化水素(HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度及び臭気指数				○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)		△			
		浮遊物質(SS)		△			
		ダイオキシン類		△			
		その他必要な項目		△			

備考) ○：生活環境影響調査項目として選定した項目

△：事業特性（プラント排水は再利用後に下水道放流）から、環境影響はないため選定しない項目

表3.4.1(2) 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（リサイクルセンター）

調査事項		生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目				
大気環境	大気質	粉じん		●		
		二酸化窒素(NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質(SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度及び臭気指数				○
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)及び化学的酸素要求量(COD)	△			
		浮遊物質(SS)	△			
		その他必要な項目	△			

備考) ○：生活環境影響調査項目として選定した項目（焼却施設の選定項目と兼ねる）

●：生活環境影響調査項目として選定した項目

△：事業特性（プラント排水は再利用後に下水道放流）から、環境影響はないため選定しない項目

表 3.4.2 生活環境影響調査項目の選定

調査事項	項目	細項目	生活環境影響要因	選定・非選定理由	選定の有無	
大気環境	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、粉じん	施設の稼働(焼却施設)	施設の稼働によって排出ガスが発生する。また、計画地周辺に人家等が存在しているため、影響を検討する項目として選定する。	○	
			施設の稼働(リサイクルセンター)	施設の稼働によって粉じんが発生する。また、計画地周辺に人家等が存在しているため、影響を検討する項目として選定する。	○	
			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行により自動車から排出ガスが発生する。また、計画地周辺に人家等が存在しているため、影響を検討する項目として選定する。	○	
	騒音	騒音レベル	施設の稼働	施設の稼働によって騒音が発生する可能性がある。また、計画地周辺に人家等が存在しているため、影響を検討する項目として選定する。	○	
			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行により騒音が発生する可能性がある。また、計画地周辺に人家等が存在しているため、影響を検討する項目として選定する。	○	
	振動	振動レベル	施設の稼働	施設の稼働によって振動が発生する可能性がある。また、計画地周辺に人家等が存在しているため、影響を検討する項目として選定する。	○	
			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行により振動が発生する可能性がある。また、計画地周辺に人家等が存在しているため、影響を検討する項目として選定する。	○	
	悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	施設から悪臭が漏洩する可能性が考えられる。また、計画地周辺に人家等が存在しているため、影響を検討する項目として選定する。	○	
	水環境	水質	BOD、SS、その他必要な項目	施設からの浸透水の流出	本施設はクローズドシステムを採用することから施設排水を河川へ放流しないことから、影響を検討する項目として選定しない。	△

備考) ○：生活環境影響調査項目として選定した項目

△：事業特性(プラント排水は再利用後に下水道放流)から、環境影響はないため選定しない項目